

再生可能エネルギーの長期安定電源化について

2024年10月22日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、持続的に再エネの主力電源化を進めていく上では、**FIT/FIP制度に基づき国民負担による支援を受けて導入された既設再エネ電源が、調達期間/交付期間の終了後も長期安定的に事業を継続することが重要**。このための方法として、地域との共生や国民負担の抑制を大前提としつつ、**既設再エネへの再投資や事業集約**を促していくことが考えられる。
 - こうした中、本小委員会の第61回会合（2024年3月27日）では、**再エネの長期電源化に向けた事業環境整備に関し、その障壁となり得る構造的課題**について御議論いただいた。また、第62回会合（2024年5月29日）では、**政府・事業者・事業者団体・関連プレーヤー（金融機関等）などの役割を明確化したアクションの案**についても御議論いただいた。
 - このアクションの中では、政府は、2025年春から、長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレーヤーについて、**「長期安定適格太陽光発電事業者」として認定する仕組み**を導入し、認定された事業者に対しては、長期安定的に再エネ発電事業を継続できるという特性を踏まえた、**制度上の事業集約促進策を検討すること**としていた。本日の会合では、**「長期安定適格太陽光発電事業者」の要件と支援策**について、御議論いただきたい。
- (※) なお、再エネ主力電源化アクションプランについては、本小委員会におけるこれまでの事業者等ヒアリングの結果も踏まえ、次回以降の本小委員会において、FIP制度の更なる促進の観点と併せて、御議論いただくこととしたい。
- (※) 本日の御議論は、多極分散型構造にあるなどの理由から（詳細後掲）、長期安定電源化に向けた政策措置の必要性が特に高い太陽光発電をスコープとして御議論いただくこととし、他の再エネ電源に関しては、政策的必要性に応じて、別途必要な御議論をいただくこととしたい。

1. 長期安定電源化に向けたこれまでの御議論の振り返り

2. 「長期安定適格太陽光発電事業者」について

- 2030年再エネ比率36-38%を実現した上で、更に2050年カーボンニュートラルを達成していくためには、**FIT/FIP制度に基づき国民負担による支援を受けて導入された既設再エネ電源が、調達期間/交付期間の終了後も長期安定的に事業を継続することが重要。**
- 具体的には、FIT/FIP制度の下で、**2012～2016年度に導入された事業用太陽光は、約2,900万kW (29GW) ・約47万件。**これらの電源は、**2032～2036年度に調達期間/交付期間の終了**を迎える。
(※) 約2,900万kWの事業用太陽光は、機械的に設備利用率15%で計算すると、年間発電量約380億kWh相当となり、現在の我が国の総発電電力量の3～4%に当たる。
- これらの事業の長期安定的な継続に向けては、**事業への再投資**を促しながら、**長期安定電源の担い手として責任あるプレイヤーが事業を実施**していくことが重要となる。その際には、**そうしたプレイヤーに事業を集約していく**ことも考えられ、本日の小委員会では、**障壁となり得る構造的課題**について、改めて議論いただきたい。
- その上で、**再生可能エネルギーの主力電源化**に向けて、次回以降の本小委員会において、**政府・事業者・事業者団体・関連プレイヤー（金融機関等）**などの役割を明確化した**アクションプラン**を策定していくこととしてはどうか。

【FIT/FIP制度における事業用太陽光の導入容量・導入件数（年度別）】

	2012/2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計
容量	677.0万kW	836.8万kW	814.9万kW	544.4万kW	474.5万kW	490.6万kW	487.8万kW	499.7万kW	373.4万kW	354.4万kW	5,553.7万kW
件数	123,984件	152,780件	115,943件	72,565件	53,352件	54,821件	49,172件	33,323件	20,606件	13,708件	689,954件

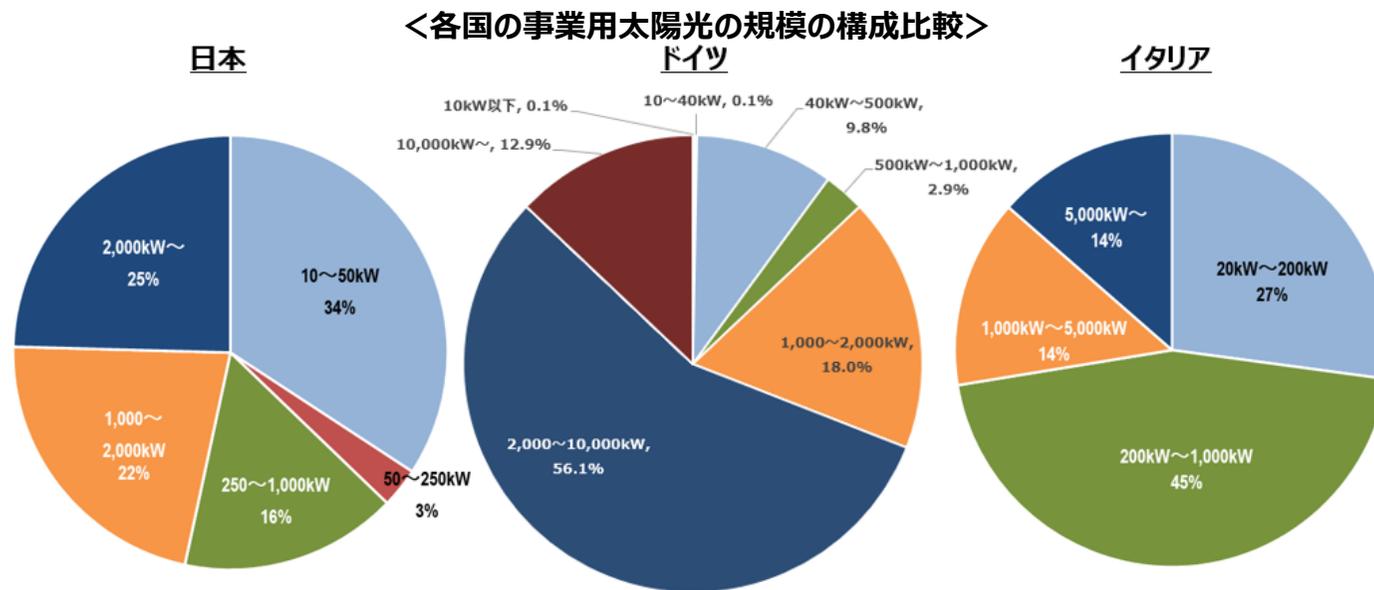


**2032～2036年度に調達期間/交付期間が終了
約2,900万kW (29GW) ・約47万件**

- 我が国の事業用太陽光の特徴として、欧州と比べ、**低圧 (10-50kW) の事業の割合が大きい**という特徴がある。また、**設備の所有者も分散**しており、個人が所有するものも含めて (※)、**各地に独立して様々な小規模事業が存在**している。

(※) 2023年4月時点のFIT/FIP認定事業者を分析すると、低圧事業用太陽光では、個人が認定事業者であるものが57%。

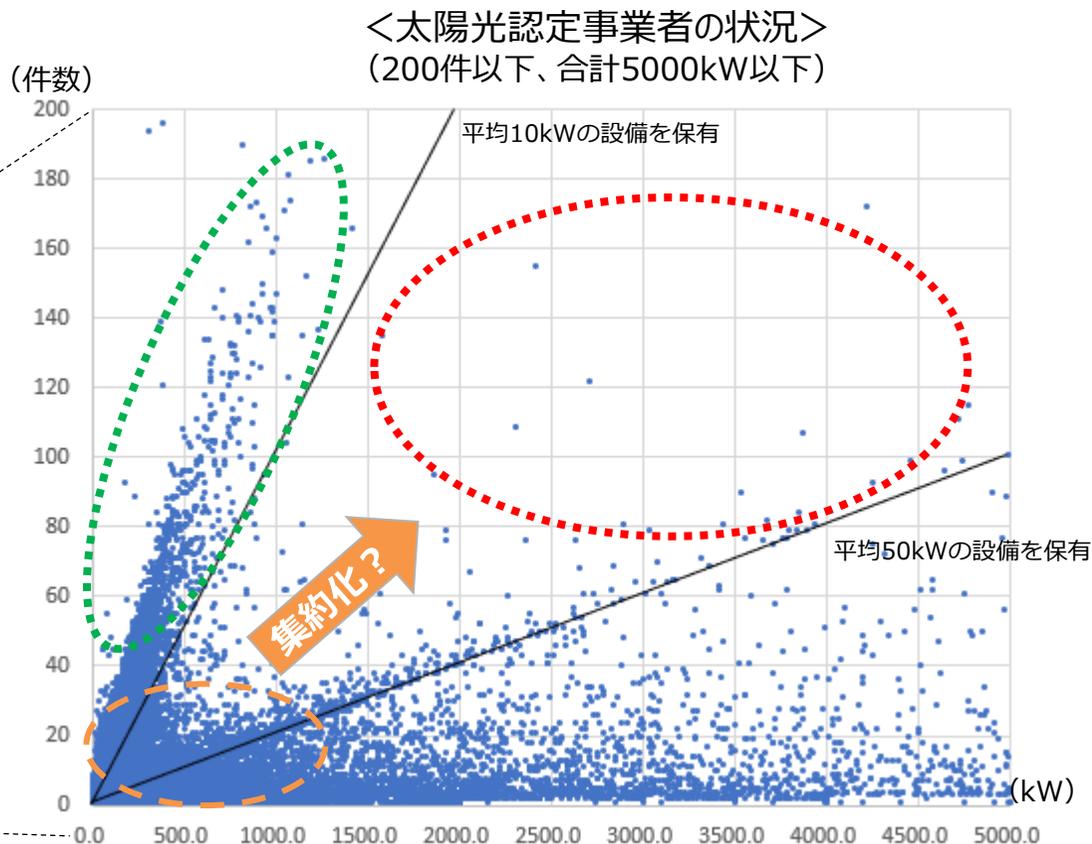
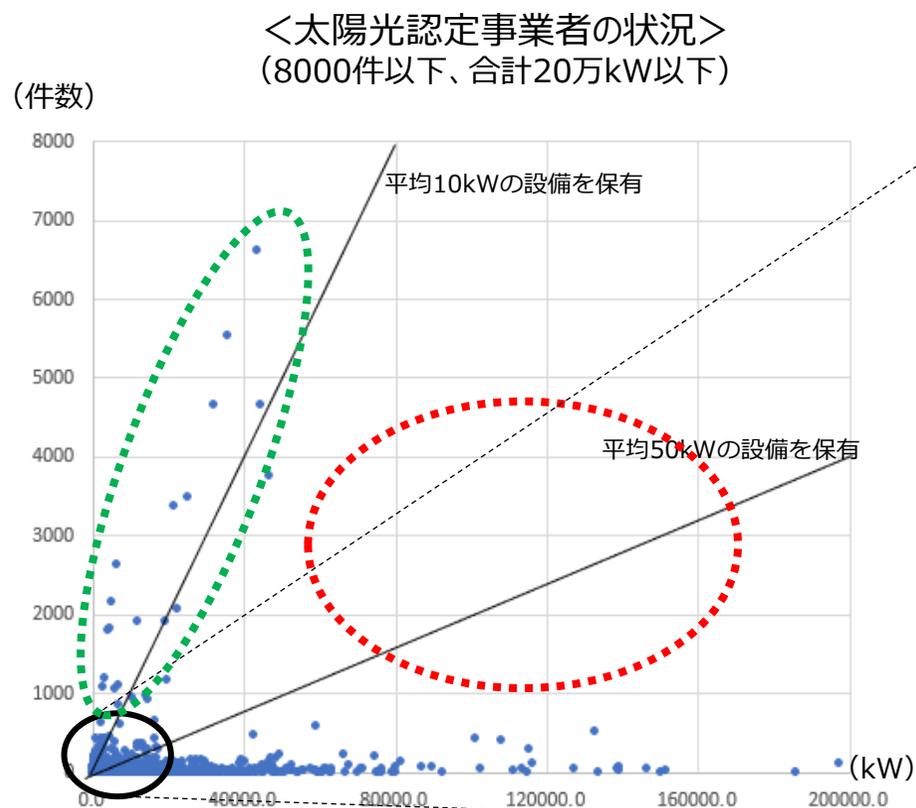
- 分散型のエネルギーシステムは、**自家消費などの需給近接型での事業実施による系統負荷軽減**や**災害時のレジリエンス強化**などのメリットを有している。FIT制度では、こうした特性を活かした事業実施を促すため、2020年度以降に新規認定される低圧の事業用太陽光に**自家消費型の「地域活用要件」**を求めている。
- 他方、このような多極分散型構造は、長期電源化に向けた事業集約を図っていく上では、**デューデリジェンスを含めた取引コストの増大**や、**集約後の管理コストの増大**などに繋がるおそれもある。



※日本は2021年9月末時点の累積導入量。
※ドイツは2019年12月末時点の累積導入量 (ドイツ連邦ネットワーク庁公表のEEG in Zahlen 2019のデータに対して、2019年度の地上設置の割合を乗じて推定)。
※イタリアは2020年12月末時点での累積導入量 (イタリアGSE Rapporto Statistico)。

(参考) 多極分散型構造 (一者当たりの保有規模)

- 一者が有する再エネ発電事業の容量 (横軸) と件数 (縦軸) を分析したところ、平均10kW程度の住宅用太陽光を集約しているハウスメーカー等 (緑) は一定程度存在するものの、低圧事業用太陽光を多く保有する認定事業者 (赤) は限定的。
- すなわち、多くの低圧事業用太陽光を束ねて所有する認定事業者は少ない状況といえる。



(出典) FIT/FIP認定データより資源エネルギー庁作成

※大型案件はSPCを設立する場合が多く、案件ごとに事業者が異なっているが実態としては同一とみなせるケースがあることには留意が必要。

- 多極分散型構造の下で事業集約を進めようとする場合、買い手にとっては、取引件数が増大するとともに、集約後には地理的に離れた事業をまとめて管理していく必要が生じる。

【取引に当たってのデューデリジェンス (DD) 関係】

- ✓ 案件の規模を問わず、DD項目は同じであるため、フルスコープで実施した場合は、件数に比例してコスト増となる。簡易的なDDを行う場合は件数増によるコスト抑制も可能だが、リスクを許容することが必要になる。既設案件買収時のDDコストは、1 MW級の電源 1 件の場合、約200万円程度を要する例もある。

【O&M関係】

- ✓ O&Mの内容としては、安全性・発電性能に関わる点検、修繕改良、復旧対応、定期的な草刈りなどが想定される。小規模案件を多数取得する場合は、大規模案件 1 件を取得する場合と比べて、発電所間の移動等に係るコストなどが、費用増要因となる。
- ✓ また、一定規模以上の発電所において選任される電気主任技術者が監督する事業場まで 2 時間以内で到達できることが監督の要件とされており (いわゆる「2 時間ルール」)、地理的に離れた事業を集約する場合には、こうした点もポイントとなる。
- ✓ なお、事務局が事業者に対して実施したヒアリングにおいては、「発電所ごとに構造計算などの確認の実施が必要となり、確認には一定の人員・ノウハウ・コストを要する」旨のコメントが事業者からあった。

(参考) 多極分散型構造に起因する課題 (売り手/買い手側)

第61回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2024年3月27日) 資料2を抜粋

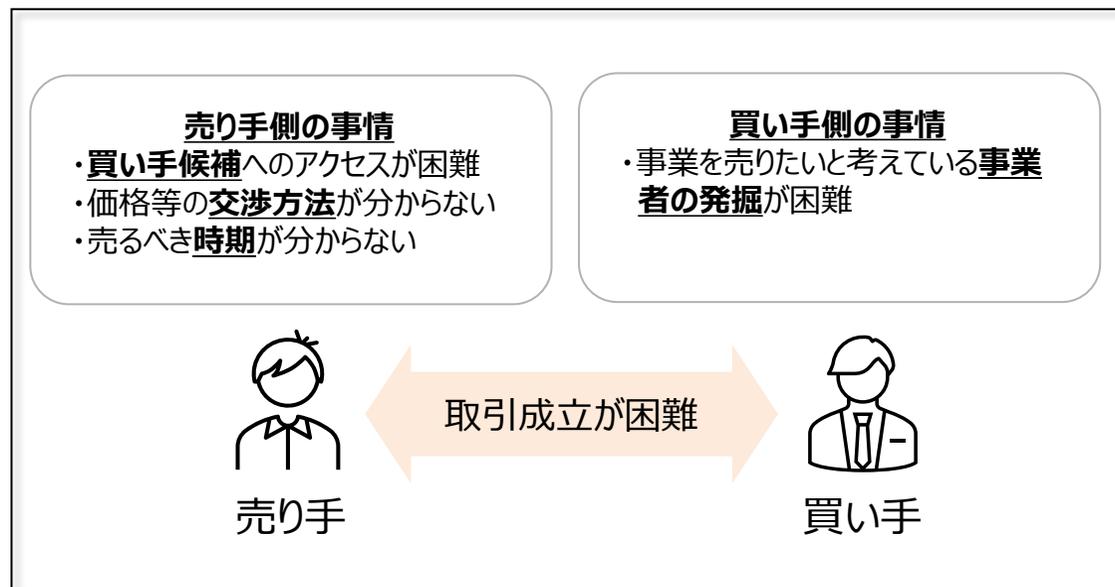
- 事業集約を進めるに当たっては、売り手 (現所有者) が分散しており、また、個人も多いことから、取引成立に向けて、売り手/買い手の双方が直面する課題が存在する。こうした課題を解消するために、取引プラットフォームやマッチング促進の取組も存在しているが、より一層の活性化が必要となる。

【売り手側の課題】

- ✓ 特に売り手が個人である場合などでは、事業を売却したいと考えても、買い手へのアクセスや取引の交渉などが比較的容易ではないことがあり得る。

【買い手側の課題】

- ✓ 売り手が分散しているため、事業を売却したいと考えている者を特定して取引交渉を行うことが困難。



再エネ長期電源化に向けた事業集約に当たっての課題

第61回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2024年3月27日) 資料2を抜粋

【我が国の再エネ発電事業の構造的課題】

構造的課題 1：多極分散型構造

- 欧州に比べて**低圧(10-50kW)の事業用太陽光の件数が非常に多く、分散**している。
- **設備の所有者も分散**しており、**一者当たりの事業規模が小さい**。

構造的課題 2：多様な事業主体の参入

- 2012年のFIT制度導入以降、**多様な事業主体が参入**。**地域共生上の懸念も顕在化**。

構造的課題 3：長期安定稼働のノウハウ

- **現所有者(売り手)**において、**長期安定稼働に向けた懸念**がある。
- **集約先(買い手)**においては、**長期安定的に事業継続できるノウハウが必要**。

現所有者(売り手)側の課題

【両者間での取引における課題】

- **取引のマッチングが難しい**。
- **一件当たりの取引コスト(DD・集約化に係る手続等のコストを含む)が大きい**。

- 個人が多く、事業を売却したいと考えても、**買い手へのアクセスや取引の交渉などが比較的容易ではない**。

【両者間での取引における課題】

- **取引・契約トラブルを回避する必要がある**。

- **優良案件でも適切な評価が受けられない**。

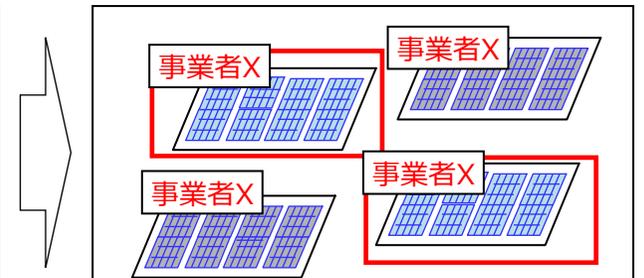
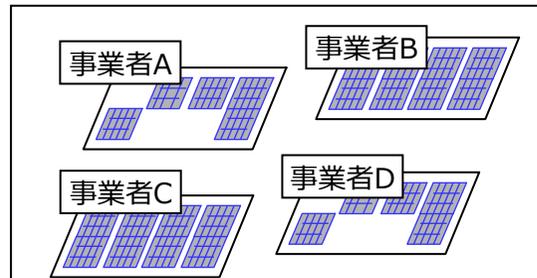
- 構造的課題 1/2の下で、**長期安定稼働に関する懸念**がある。

集約先(買い手)側の課題

- 購入候補の件数が膨大で、**交渉・DDが困難**。
- 地理的に分散しているため、**管理コスト(保安規制の遵守コスト、O&M)が大きい**。

- **適切案件を精査するためのDDが困難**。
- **契約・交渉の定型化が難しく、既設設備の構造の精査等にも時間・リソースを要する**。

- 長期安定的に事業継続できるノウハウ。
 - ① **地域との共生の実現**
 - ② **費用効率的かつ長期安定的な事業実施**
 - ③ **FIT/FIP制度によらない事業実施**
- 関連プレーヤーを含めた**ビジネスモデルの確立**。
- **円滑な資金調達(ファイナンス)の実施**。



適切に更新・増設

事業の現所有者

- 長期安定的に自ら事業継続するケース



- 長期安定電源化に向けて事業集約を図るケース



事業集約

事業の集約先 (買い手)



政府



- ★ 長期安定的な事業継続をどのように促すか。
- ★ 事業集約が必要となるような場合に、事業の現所有者に、どのように売却を動機付けるか。

- ★ 事業の集約先においてビジネスモデルをどのように確立するか。

事業評価者 (民間サービス等)



事業者団体



関連プレイヤー

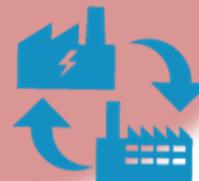
金融機関
保険事業者



設備更新技術
/蓄電池技術の保有企業



需要家
小売電気事業者



- ★ 再エネの長期電源化や事業集約の促進に向けて、事業者団体としてどのように取り組むか。
- ★ 現在の事業評価の仕組みに課題はあるか。適格性のある事業を効率的に評価するために、どのような取組が必要か。

- ★ 関連プレイヤーを含めて、事業集約の促進と同時に、新たなビジネスモデルを確立していくためには、どのような取組が必要か。
- ★ 事業集約に当たっての資金調達・ファイナンスの円滑化に向けて、どのような取組が必要か。

- ★ 地域と共生した形での長期電源化に資する事業集約の促進のあり方の検討。
例：適格な事業の集約先(買い手)のラベリング
- ★ 効率的・効果的な事業集約を後押しするために、どのような取組が必要か。

長期安定電源化に向けた関係プレイヤーのアクション（案）（1 / 7）

事業の現所有者

- 事業の現所有者について、**調達期間/交付期間終了後の事業継続**を見据え、**定期的な設備の点検・評価・メンテナンスを促す**ことが重要ではないか。
- また、調達期間/交付期間終了後の事業方針に応じて、**現時点から、リパワリング等の必要な対応を講じる必要がある**。このためには、まずは、事業の現所有者に対して、**調達期間/交付期間終了後の事業方針の策定を促す**ことが重要ではないか。

具体的なアクション（案）

- ① 「太陽光発電事業評価技術者」などの評価技術者による**既設設備の定期点検**（例：3年毎）**を行い、事業リスク（災害・盗難等のリスクを含む。）を適切に評価する。その結果をFIT/FIP制度に基づく定期報告により、国に対して報告する。**【一定の周知等期間を置き、2025年春頃から開始】
- ② 事業の売却を行う場合に、適切に事業評価が実施できるよう、**再エネ発電設備の「構造計算書」を適切に保管する。**
また、事業の売却の際には、**「構造計算書」を買い手に対して引き継ぐ。**【適時】
- ③ **調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方**について、政府や事業者団体による周知・広報やベストプラクティスの紹介を参考として、**具体的な計画を立案する。計画の概要について、FIT/FIP制度に基づく定期報告により、国に対して報告する。**【一定の周知等期間を置き、2025年春頃から開始】
- ④ 事業の売却を行う場合に、**政府による認定情報の公表や事業者団体が提供するマッチング機能等を活用し、長期安定電源化を図る。**【認定情報の公表（2025年春頃）以降速やかに実施】

長期安定電源化に向けた関係プレイヤーのアクション（案）（2 / 7）

事業の集約先（買い手）

- 事業の集約先（買い手）については、適切なリパワリング・蓄電池の活用・再エネ価値を評価する需要家へのアクセス確保などを組み合わせたビジネスモデルを確立し、購入した再エネ発電事業を長期安定的に事業継続させていくことが重要ではないか。

具体的なアクション（案）

- ① 長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレイヤーとして、一定規模の事業集約を行うことにコミットメントを行う。
【2025年春頃から実施】
- ② 長期安定的な事業実施に向けて、関連プレイヤーと協業し、リパワリング技術・蓄電池の活用や、再エネ価値を評価する需要家へのアクセスなどを組み合わせたビジネスモデルを確立する。特に、再エネ発電事業開発の方針を公表している事業者は、新設の開発のみならず、既設再エネの保有に関する方針を明確化する。【適時】

事業者団体

- 事業者団体は、事業者の代表として業界内の適正取引や取引活性化への関与が求められるプレイヤーであるとともに、事業者団体の関与により取引の信頼性を高めることができる。こうした点を踏まえ、長期安定的な事業実施に向けて、事業者の行動変容を促す環境整備を行うことが必要ではないか。
- また、再エネ発電事業の事業集約などに当たっては、効果的・効率的に既存事業の評価がなされることも重要であり、事業者団体として、評価の基本的な方向性の具体化・精緻化や評価人材の育成など、適正な評価が実施される基盤整備を行うことが必要ではないか。

長期安定電源化に向けた関係プレイヤーのアクション（案）（3 / 7）

事業者団体（続）

具体的なアクション（案）

【再エネ発電事業者の行動変容の促進等】

- ① **事業の現所有者が、調達期間/交付期間終了後の事業継続に向けて、明確な方針を策定**できるよう、次の取組を行う。
 - ・ 事業を自己診断するためのチェックリスト（例：太陽光発電協会「地域との共生・共創のための太陽光発電所チェックリスト」）等について、**事業者の具体的な方針策定に繋がるよう必要な改善**を行う。【2024年度中】
 - ・ **現所有者の計画立案に資する情報**（例：再エネ発電設備の廃棄義務、適用される関係法令等、FIT卒業後の売電先の選定や発電計画の策定/蓄電池の活用等に関する情報等）**をHP等において公表**する。【適時】
- ② **事業の集約先（買い手）が、長期安定的に事業を継続**できるよう、**成功事例の分析・横展開**などのビジネスモデルの確立に資する情報発信を行う。【適時】
- ③ 事業の売却を検討する事業者から、事業に関する情報（設備・土地の詳細等）を収集し、事業者団体のHP等に掲載するなど、**事業者のニーズと実態を踏まえた上で、事業の売り手と買い手のマッチングを促進するための機能を提供**する。【適時】
- ④ **太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」**について、**事業評価者や民間金融機関/保険事業者の意見**を踏まえつつ、**事業リスク（災害・盗難等）を踏まえた事業者の適切な保険加入や、事業集約の場面における事業評価**に資するものとなるよう、**必要な具体化・精緻化**を図る。【適時】

【評価人材の育成】

- ⑤ **太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」**をはじめとする評価技術者制度について、**既設設備の定期点検や、事業集約時のDD等を行う十分な人材を確保**するため、**評価技術者としての資格を有する者の増員**を目指す。【今後具体的な目標を定めて増員を目指す】
- ⑥ 太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」の評価技術者について、**評価実績（件数）に応じたバッジ制度を導入**するとともに、**評価技術者の専門性**（例：権限・法令／土木・構造／発電設備等）**を可視化**することで、**評価の質と信頼性を確保**する。【適時】

長期安定電源化に向けた関係プレイヤーのアクション（案）（4 / 7）

事業評価者

- 事業評価者は、既設再エネの評価を適切に行うことで、**事業の現所有者がリパワリング等を実施する契機を与えるとともに、DDを効率化することにより事業集約を促進する**観点でも重要なプレイヤーである。このため、事業者団体等と連携して、**提供するサービスの高度化**を図っていくことが重要ではないか。

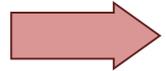
具体的なアクション（案）

- ① 事業者団体が提供する評価の基本的な方向性（例：太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」）を参考として、**既設再エネの評価を適切に行うことができる実践的な評価基準（格付け制度）を策定**し、その評価基準を用いて、**評価技術者等により効率的に評価を実施**する。同時に、事業者団体に対して適格な情報提供を行い、**評価の基本的な方向性の具体化・精緻化に貢献**する。【適時】
- ② **評価のユーザー（評価者による評価を受けた者、民間金融機関/保険業者等）からのフィードバック等を踏まえて提供するサービスの高度化を図るとともに、サービスに関する情報発信を積極的に行い、実践的な評価基準（格付け制度）の信頼性を高めていく。**【適時】

【参考】事業者団体の「評価ガイド」と事業評価者の実践的な評価基準（格付け制度）の関係性

太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」 ※擁壁・法面の例

- 評価のポイント：擁壁・法面等に著しい異常がないこと。
- 評価方法・評価例（抜粋）：
目視により以下のような異常が発生していないことを確認する。
 - ① 排水管以外からの地下水の流出
 - ② 擁壁のコンクリート表面の著しいひび割れ
- 評価の判定例（抜粋）：
目視により異常が確認されたときは「指摘あり」とする。



事業評価者（民間事業者）が
事業者団体の「評価ガイド」を参照しつつ、
実践的な評価基準（格付け制度）を策定して評価
→**具体的な評語や数値により評価**



**事業者（売り手/買い手）
や民間金融機関/保険事業者が活用**

評価の基本的な方向性を策定

長期安定電源化に向けた関係プレイヤーのアクション（案）（5 / 7）

金融機関

- 金融機関は、事業集約の買い手が円滑に資金調達等を実現するために重要なプレイヤーであり、事業集約に要する費用（取引代金、DD、リパリング、メンテナンス、蓄電池の設置等）に対して、効果的に融資・出資等を実施する手法を検討することが必要ではないか。

具体的なアクション（案）

- ① 既設の再エネ発電設備を集約しようとする買い手に対して、効果的な融資・出資等を円滑に実施する。【適時】
- ② ファイナンスに当たってのDDを効率化するため、事業者団体の評価の基本的な方向性や事業評価者の実践的な評価基準（格付け制度）について、必要なフィードバックを行った上で、融資・出資等の判断に当たって、これらの制度を有効に活用する。【2024年度中】
- ③ 民間金融機関と協調して金融支援（例：融資・出資・債務保証等）を行い、長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレイヤーに対する民間金融機関のファイナンスを誘引する政策金融のあり方を検討する。また、事業集約に当たって必要となるDDやリパリング等への一貫支援のあり方を検討する。【適時】

保険事業者

- 保険事業者は、再エネ発電事業に伴うリスクを引き受ける重要なプレイヤーであり、長期安定的に事業を実施するためにも、リスクを引き受けるための効果的な手法を検討することが必要ではないか。

具体的なアクション（案）

- ① 太陽光発電事業の事業リスク（災害・盗難等）について、太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」などを活用しながら適切に評価した上で、長期安定的に事業を実施できる再エネ発電事業者に対して、適切に保険の引受けを行う。【適時】
- ② 効果的な保険商品の開発に当たって、事業者団体の評価の基本的な方向性や事業評価者の実践的な評価基準（格付け制度）について、必要なフィードバックを行った上で、これらの制度を有効に活用する。【適時】

その他の関連プレイヤー

具体的なアクション（案）

【設備更新技術/蓄電池技術の保有企業】

- ① 長期安定電源化に不可欠な設備更新・リパウリング技術や蓄電池技術について、事業の買い手にサービスを提供するとともに、事業の買い手のビジネスモデルの確立に貢献する。【適時】

【需要家/小売電気事業者】

- ② 新規導入のみならず、既設再エネの長期電源化もカーボンニュートラル実現に不可欠であることを踏まえ、再生可能エネルギーの活用を評価する際に、既設再エネの評価のあり方を検討する。【適時】

【太陽光発電設備メーカー・O&M】

- ③ 再エネ発電事業者が、太陽光発電設備（パネル、架台等）の購入から時間が経過しても、適切にメンテナンス・リパウリング等が実施できるよう、再エネ発電事業者に対し、適切に製品情報やメンテナンスサービスを提供する。【適時】

【研究機関等】

- ④ 特に低圧の太陽光発電設備について、発電設備に関するDDを機械的に実施する技術手法の検討を進め、その手法の普及を促進する。【適時】

長期安定電源化に向けた関係プレイヤーのアクション（案）（7/7）

政府

- 政府は、**各プレイヤーがそれぞれの役割を果たし、事業集約促進に向けた取組が進展**するよう、**必要な目標設定・情報提供を行うとともに、制度的な環境整備を進めることが必要**ではないか。

具体的なアクション（案）

- ① **我が国全体における事業集約の目標**を示し、**事業集約の促進に向けた具体的なアクションプラン**を取りまとめる。
【2024年秋頃まで】
- ② 事業の現所有者に対して、**既設設備の定期点検結果**や**調達期間/交付期間の終了後の事業継続の計画の概要**について、**FIT/FIP制度に基づく定期報告により、国に対して報告を求め**る。また、調達期間/交付期間の終了を待たずに**事業の売却を希望する者を公表**する（公表に同意する者のみ）ことで、事業集約に係る取引を活性化する。
【一定の周知等期間を置き、2025年春頃から開始】
- ③ 長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレイヤー（※）について、**「長期安定適格太陽光発電事業者（仮称）」として認定する仕組みを導入**する。認定された事業者に対しては、長期安定的に再エネ発電事業を継続できるという特性を踏まえた、**制度上の事業集約促進策を検討**する。【2025年春から】

（※）地域の信頼を得られる責任ある主体であること、長期安定的な事業実施が可能な体制があること、FIT/FIP制度によらない太陽光発電事業の実施が可能であることなどを確認することを想定しているが、詳細の要件は今後検討する。
- ④ 事業の売却を行う際に、適切に事業評価が実施できるよう、**再エネ発電設備の「構造計算書」の適切な保管を促すための方法を検討**する。【適時】
- ⑤ 前掲の各プレイヤーが相互に連携し、**事業集約を更に促進していくために必要な課題の洗い出しや、情報交換・意見交換を行うためのプラットフォームを提供**する。【適時】

1. 長期安定電源化に向けたこれまでの御議論の振り返り
2. 「長期安定適格太陽光発電事業者」について

「長期安定適格太陽光発電事業者」の概要（案）

- 再エネの長期安定電源化に向けて、適切な再投資等を行いながら、次世代にわたって自立的な形で、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任ある太陽光発電事業者について、「長期安定適格太陽光発電事業者」として、経済産業省が認定することとしてはどうか。
- 「長期安定適格太陽光発電事業者」は、多極分散構造にある太陽光発電を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが期待されている。この点を踏まえ、地域との共生や国民負担の抑制は大前提としつつも、事業集約や集約した事業の効率的な運用を促進するための施策を講じることとしてはどうか。

(※) 「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件や支援策については、制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じて見直しを検討する。

「長期安定適格太陽光発電事業者（適格事業者）」の概要

【適格事業者の認定要件（案）】

- ① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること
- ② 長期安定的な事業の実施が見込まれること
- ③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

【適格事業者への施策（案）】

- ① FIT/FIP変更認定時の説明会等の取扱い
- ② 電気主任技術者に係る統括制度の利用拡大
- ③ パネル増設時における廃棄等費用の積立時期の取扱い
- ④ 事業売却希望者情報の先行公開

※ 再投資・事業集約化へのファイナンスや保険付保を円滑化するため、本制度の有効な活用策等について、引き続き、金融機関・保険事業者等の関係プレイヤーと対話を進めていく。

※ 適格事業者においては、子会社等を通じた出資・保有などの形態による事業実施も想定される。このため、企業グループの親会社等に適格事業者の認定を付与する際に、①一部の要件については、その子会社等も含めて要件適合性の判定を行った上で、②子会社等も適格事業者への支援策を受けられるようにする。企業グループの判断は、再エネ特措法の「密接関係者」の定義によることとする。

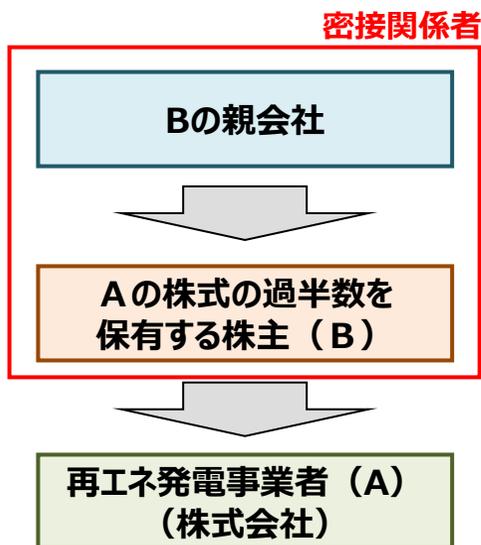
(参考) 再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲

- 密接関係者の範囲については、再エネ発電事業者が実施している事業に与え得る影響の程度を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ① 再エネ発電事業者が**株式会社**の場合
：再エネ発電事業者に対する**議決権の過半数を保有する株主とその親会社**
 - ② 再エネ発電事業者が**持分会社**の場合
：再エネ発電事業者の**社員とその親会社**
 - ③ いわゆる**GK-TKスキーム**による再エネ発電事業の場合
：②に加え、**匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者とその親会社**

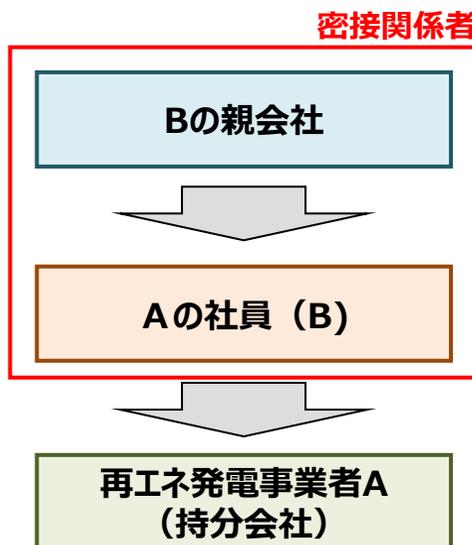
(※) 上記の「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。

(※) 制度の施行状況等を踏まえて検証をした上で、必要があるときは見直しを検討する。

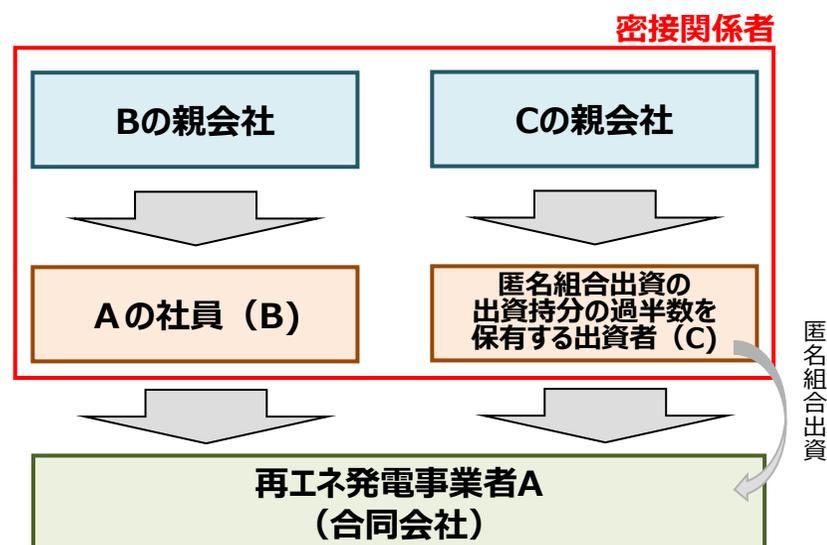
【①再エネ発電事業者が株式会社の場合】



【②再エネ発電事業者が持分会社の場合】



【③GK-TKスキームの場合】



認定要件①：地域の信頼を得られる責任ある主体であること

<関係法令の遵守等>

- 再エネ発電事業の実施に当たっては、**地域との共生が大前提**である。このため、**関係法令の遵守を要件**とし、再エネ発電事業（非FIT/非FIPの事業を含む。）の実施に当たっての関係法令違反は、**適格事業者の認定取消しの対象とすること**としてはどうか。また、**過去2年以内にFIT/FIP認定の取消実績がある場合等**は、**適格事業者の認定を受けられないこと**としてはどうか。

<ガバナンス体制等>

- これまでの地域共生に関する取組として、安全面・景観面等の地域の懸念に対応し、事業規律を強化するため、2024年4月に再エネ特措法を改正し、**FIT/FIP認定時の説明会等の実施の認定要件化**などを措置してきた。この中で、**事業譲渡等に伴う再エネ発電事業者の変更等**については、地域住民とのトラブルに発展するケースもあるなど、新規で事業を開始する場合と同様に地域住民とのコミュニケーションを図る必要性が特に高いことから、**FIT/FIP変更認定の要件として、説明会等の実施を求める**こととしている。
- 今般要件設定を行う適格事業者については、**FIT/FIP変更認定時の説明会等について、ポスティング等による事前周知を認める対象とする**（後掲p.25参照）点を踏まえ、**適正な事業規律が確保され、地域から信頼を得るに足るプレーヤーであることを要件**としてはどうか。このため、適格事業者には、**社外の第三者等による企業経営の監視体制や、法令遵守等を担保するための内部管理体制の整備**などの**厳格なガバナンス体制等**を求めることとしてはどうか。この点を客観的に確認するため、例えば、**自治体から一定の関与を受けていること**（例：自治体の出資を受けていること）や、**上場企業であること**（上場審査において厳格な確認がなされている）を求めてはどうか。

（※）引き続き、適格事業者以外の事業者においては、地域との共生の観点から、事業譲渡等に伴い再エネ発電事業者を変更等する際に、説明会の開催が必要となることに変わりはないが、そうした手続を踏んだ上で、事業集約等の長期安定電源化に向けた取組を実施することが期待される。

<適格事業者によるコミットメント>

- 地域の信頼を担保するためには、上記の観点に加え、**地域との共生や保安の確保の姿勢のコミットメント**が重要であることから、**地域との共生や保安の確保に関する取組方針**について、**自社HPでの記載を求める**こととしてはどうか。

認定要件②：長期安定的な事業の実施が見込まれること

- 適格事業者は、次世代にわたって太陽光発電を社会に定着させる役割を担うものであり、認定要件として、長期安定的な事業実施の見込みを確認することが必要となる。
- このため、適格事業者には、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって事業を継続することを求めることとしてはどうか。その際、各適格事業者の直面する経営環境やその経営戦略は多種多様であることから、①事業継続を求める期間、②集約する太陽光発電事業の容量（※）について、一律の定量要件は設定しないこととしてはどうか。
- その上で、適格事業者に対しては、①②について、中期経営計画等において定量的な目標へのコミットメントを行い、当該目標とその進捗状況に対する評価を毎年度自社HPで公表・フォローアップすることを求めることとしてはどうか。

（※）②については、多極分散型構造の要因となっている低圧設備の集約を促進する観点から、低圧・高圧・特別高圧の規模別での容量とすることとしてはどうか。

認定要件③：FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

- FIT/FIP制度は、電気の需要家による国民負担により、相対的にコストの高い再生可能エネルギーを支援することでその導入を促進し、それによるスケールメリットによりコスト低減を実現し、**将来的には再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を目指すもの**である。
- 適格事業者には、次世代にわたって自立的な形で太陽光発電を社会に定着させる役割が求められるが、上記のFIT/FIP制度の制度趣旨を踏まえれば、**適格事業者の要件として、将来的にFIT/FIP制度による支援措置が終了した後も、自立的に事業実施が可能であることを確認することが必要となる。**
- この点を客観的に確認するため、また、多極分散構造にある太陽光発電を集約していく観点も踏まえ、**競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業（※1）の一定規模以上の実績を適格事業者の要件とすることとしてはどうか。**

（※1）非FIT/非FIPの事業や、事業者間の競争によるコストダウンを目的とした入札制の導入等の改正再エネ特措法が施行された2017年度以降のFIT/FIP認定事業。いずれも運転開始済のものに限る。

- 「一定規模以上」の具体的な閾値は、次の点を踏まえ、**「50,000kW以上」**としてはどうか（※2）。
 - **将来的に数十者の適格事業者を認定していくことを想定していること。**
 - FIT/FIP認定を複数受けた太陽光発電事業者について、機械的に名寄せを行い、事業実施の実績が多い順に並べると、**上位50者目の認定容量が概ね50,000kW程度**となること。

（※2）特に要件とする規模は、制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じて見直しを検討する。

「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件（まとめ・案）

- 以上を踏まえると、適格事業者の認定要件は、次の全ての事項を満たすことと整理される。

① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること

a. 関係法令を遵守すること

- イ. 再エネ発電事業（非FIT/非FIPを含む。）の実施に当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること
- ロ. 過去2年以内にFIT/FIP認定取消の実績がないこと 等

b. 厳格なガバナンス体制等

c. 地域との共生や保安の確保に関する取組方針について、自社HPに記載すること

② 長期安定的な事業の実施が見込まれること

a. 一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって事業を継続すること

b. 事業継続期間、集約する太陽光発電事業の容量について、中期経営計画等において定量的な目標へのコミットメントを行い、当該目標とその進捗状況に対する評価を毎年度自社HPで公表・フォローアップすること

③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業の50,000kW以上の実績

施策①：FIT/FIP変更認定時の説明会等の取扱い

- 改正再エネ特措法（2024年4月施行）では、周辺地域の住民への説明会等の実施をFIT/FIP認定要件とし、50kW以上の電源や周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（森林法等の許認可が必要なエリア）等（屋根設置を除く。）については、説明会の開催を求めている。
- また、こうした電源では、事業譲渡に伴い再エネ発電事業者・密接関係者が変更となる場合や、認定出力・パネル出力を一定規模以上変更する場合など、重要な事項に関するFIT/FIP変更認定を行う際に、改めて説明会の開催を求めている。
- 適格事業者は、多極分散構造にある太陽光発電を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが期待されており、事業実施に当たって、積極的な事業集約・リパワリングなどの実施が想定される。
- また、適格事業者は、前掲の認定要件（p.21-24参照）を通じて、地域との共生を図りながら長期安定的に事業を実施できるプレイヤーであることがあらかじめ確認された主体であり、重要な事項に関する計画変更を行う場合も、周辺地域の住民等のニーズを踏まえ、必要に応じて自主的に説明会を開催するなど、地域の住民と適切にコミュニケーションを図ることが期待できる。
- こうした点を踏まえ、適格事業者や適格事業者が密接関係者となる事業者が、重要な事項に関する計画変更を行う場合は、50kW以上の電源であっても、FIT/FIP変更認定の要件として説明会の開催を求めることはせず、ポスティング等の説明会以外の手法での事前周知を認めることとしてはどうか。

(※) ただし、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（森林法等の許認可が必要なエリア）に該当する場合には、適格事業者等が重要な事項に関する計画変更を行う場合であっても、引き続き、FIT/FIP変更認定の要件として説明会の開催を求める。

(※) また、適格事業者が再エネ発電事業者や密接関係者でなくなる場合など、当該事業が、適格事業者による管理の外側に外れる変更認定に際しては、引き続き、FIT/FIP変更認定の要件として説明会の開催を求める。

(※) ポスティング等の説明会以外の手法とは、現行制度で50kW未満の電源に認められている以下の①～④のいずれかを指す。

- ① ポスティングによる書面配布
- ② 戸別訪問による書面配布
- ③ インターネット上での閲覧+主たるホームページのアドレスを回覧板に掲載
- ④ インターネット上での閲覧+主たるホームページのアドレスを自治体の公報又は広報誌に掲載

(参考) 周辺地域の住民への説明会等の実施

第66回再エネ大量導入・次世代NW小委員会
(2024年8月7日) 資料3を一部修正

- 改正再エネ特措法では、周辺地域の住民への説明会等の実施をFIT/FIP認定要件としている。
- 具体的には、一定規模以上の電源等に、周辺地域の住民に対して、事業計画の内容、関係法令遵守状況、事業の影響と予防措置などを説明することを求めている。
- また、事業譲渡に伴う再エネ発電事業者の変更認定などの際にも、改めて説明会等の実施を求めている。

説明会等のFIT/FIP認定要件化 (FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。)

(説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲)

- **特別高圧・高圧(50kW以上)**は、**説明会の開催**を求める。
- **低圧(50kW未満)**は、原則として**説明会以外の事前周知**を求めるが、**周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア(森林法等の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等)**では、**説明会の開催**を求める。
- **屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

(説明会での説明事項等)

- 説明会では、下記の説明を求める。
 - ① **事業計画の内容** ④ **事業に関する工事概要**
 - ② **関係法令遵守状況** ⑤ **関係者情報(主な出資者等を含む)**
 - ③ **土地権原取得状況** ⑥ **事業の影響と予防措置**
- このうち⑥は、**安全面**(斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等)、**景観、自然環境・生活環境**(騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項)、**廃棄等**の項目を説明。

(説明会の議事等)

- **質疑応答の時間**を設け、住民の**質問・意見への誠実な回答**を求める。
- 説明会後に事業者が一定期間、**質問募集フォーム**等を設け、フォームに提出された住民の質問等への**書面等での誠実な回答**を求める。

(「周辺地域の住民」の範囲)

- **事業場所の敷地境界から一定距離**(低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス(法アセス)対象1km)の**居住者**と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

(説明会の開催時期)

- 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合(上記I①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等)は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

(その他の説明会実施要領)

- 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- FIT/FIP認定申請時に、**説明会を開催したことを証する資料**として、**説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等**の提出を求め、**概要報告書**は認定後に**公表**する。
- 認定後に**事業譲渡や実質的支配者の変更等**が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

(参考) 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※1) 外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない (努力義務として求める)	説明会以外の手法での 事前周知を求める (※3、※4)	説明会の開催を求める (※4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※1) 内				

(※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。

(※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。

(※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。

(※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)

施策②：電気主任技術者に係る統括制度の利用拡大

- 電気事業法上、50kW以上の太陽光発電設備では、原則として、電気主任技術者の選任が必要とされ、電気主任技術者は担当する事業場に2時間以内に到達できること（いわゆる「2時間ルール」）が求められる。地理的に離れた事業を集約する場合には、こうした点も一つの課題となる（p.7参照）。
- 電気主任技術者制度では、保安管理を一体的に行う場合に、1人の電気主任技術者が複数の事業場の管理を行う「統括」制度が許容されている。2022年以降は、適切な保安業務を行う体制の確保等を要件として、担当技術者が2時間以内に到達できるのであれば、電気主任技術者自身の2時間以内の到達は要さないこととされている。ただし、現行の運用では、保安の責任主体が異なる場合に一体的な保安管理は困難との考え方の下、原則として設置者が異なる事業場間での統括制度の利用は認められていない。
- 適格事業者が運営する発電所では、保安水準を維持しつつ、効率的に保安管理を行う観点から、こうした統括制度の活用が期待される。しかしながら、適格事業者の事業運営の方法として、適格事業者が自ら発電設備自体を取得する方法ではなく、他の発電事業者の株式や出資持分を取得する方法を採用する場合は、各発電所の設置者が異なることから、原則として統括制度の利用は認められていない。
- 適格事業者においては、その認定要件として、関係法令の遵守や厳格なガバナンス体制等を基礎として、グループ全体として保安の確保に関する取組方針がコミットメントされることを踏まえ、その範囲内に限り、設置者が、適格事業者や適格事業者が密接関係者となる事業者である事業場の間においても、統括制度の利用を許容することとしてはどうか。

(※) 統括制度の利用に当たっては、主任技術者制度の解釈及び運用に定める保安体制に関する要件への適合性について、事前に産業保安監督部において確認を受ける必要がある。

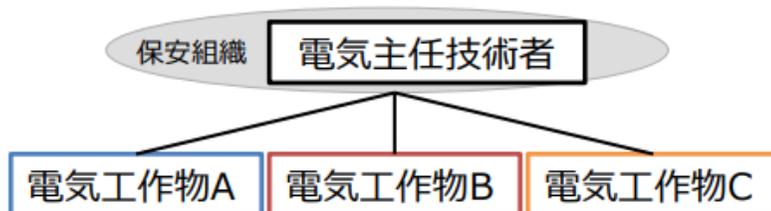
(参考) 電気主任技術者に係る統括制度の概要

電気主任技術者による事業場の兼務（統括）

- 平成25年、設置者による適切な保安業務を行う体制（保安組織）の確保等を要件として、電気主任技術者による複数の事業場の統括に加え、対象設備を、第2種電気主任技術者が扱える範囲（17万V未満）とする運用の柔軟化が行われた（電気主任技術者による統括）。
- 統括する事業場を6以内とすることが統括範囲の目安とされている。

<統括の概念図>

主任技術者が**保安組織**と一体となって複数の電気工作物（A・B・C）の保安業務を統括。



<「保安組織」の要件>

- ✓ 統括の対象となる全設備の保安管理に**必要な人員確保**
- ✓ 「電気設備の技術基準の解釈」で規定される監視方式に沿った監視導入
- ✓ 緊急時の主任技術者への**通報体制確保**
- ✓ 異常が生じた場合に、主任技術者の指示の下、適切な措置を講じる体制確保
- ✓ 定期的に**保安管理業務のレビュー**を行い、改善実施

<統括に関する運用>

現在、電気主任技術者が統括する場合、

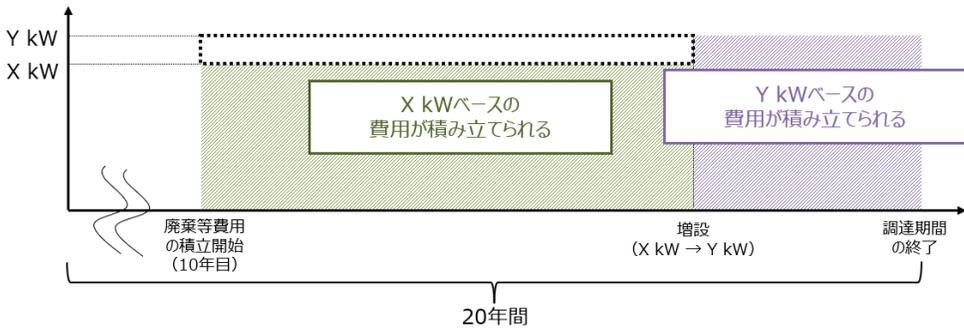
- **6事業場を超える**の場合は、特に慎重を期すこととされている。
- また、
- **電圧が17万V未満で連系**されている設備が、統括の対象とされている。

<運用の変遷>

年	事業場数	設備
平成25年（「統括」の運用明確化）	6箇所	17万V未満（風力、太陽光、水力発電設備に限る）
令和4年 設備種類の限定をなくす運用変更	6箇所	17万V未満

施策③：パネル増設時における廃棄等費用の積立時期の取扱い

- 改正再エネ特措法（2024年4月施行）では、太陽光発電事業への再投資を促す観点から、**太陽光パネルの更新・増設を行った場合に、追加投資部分（出力増分）にのみ最新価格相当を適用する（既設設備相当分は従来の価格を維持する）**こととする新たなルールを設定している。
- その際、**増設分のパネルの廃棄等費用**に関しては、積立てを行う期間中（運転開始後10年目～20年目）にパネルの増設が発生した場合、積立開始から増設までの間、増設分の廃棄等費用が積み立てられないおそれがあるため、この不足分は、**増設の際の変更認定時に一括して原則外部積立てを行う**こととしている。
- 適格事業者は、**多極分散構造にある太陽光発電を集約し、集約した事業を効率的に運用していく**ことが期待されており、事業実施に当たって、**積極的なリパワリングなどの実施が想定**される。
- また、適格事業者は、認定要件として、**関係法令の遵守や厳格なガバナンス体制等を基礎として、グループ全体としてパネルの適正廃棄を含む地域との共生に関する取組方針がコミットメント**されることから、当然に増設分の廃棄等費用についても確実な積立てがなされるものと想定される。
- そこで、適格事業者や適格事業者が密接関係者となる事業者においては、増設の際の変更認定時に一括積立てを行うことを求めず、**変更認定時から積立期間の終了までの期間にわたり、必要額を積み立てる運用**とすることとしてはどうか。



現行ルール
増設分（左表： $(Y - X)$ kW）は、増設の際の変更認定時に一括して積み立てる。

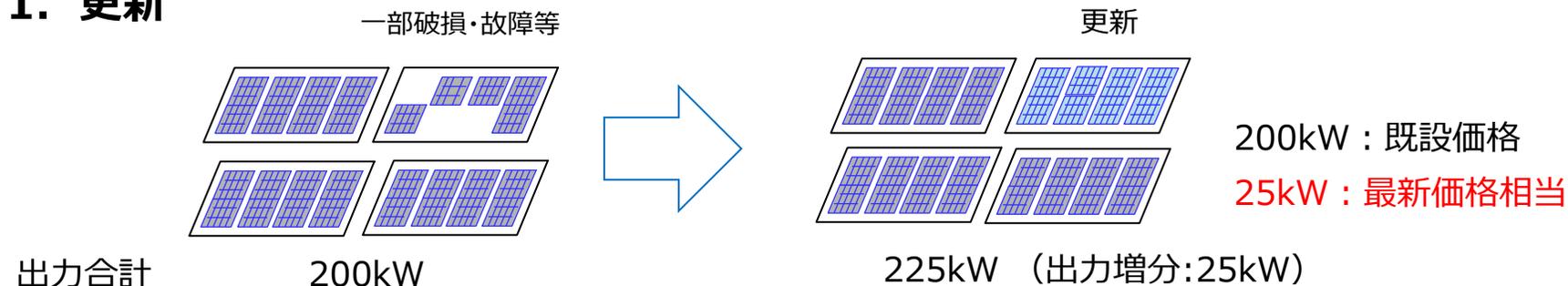
適格事業者等に適用するルール
増設分（左表： $(Y - X)$ kW）は、**増設の際の変更認定時から調達期間/交付期間の終了までの期間にわたり、必要額を積み立てる。**

(参考) 再投資の促進 (太陽光パネルの増設・更新)

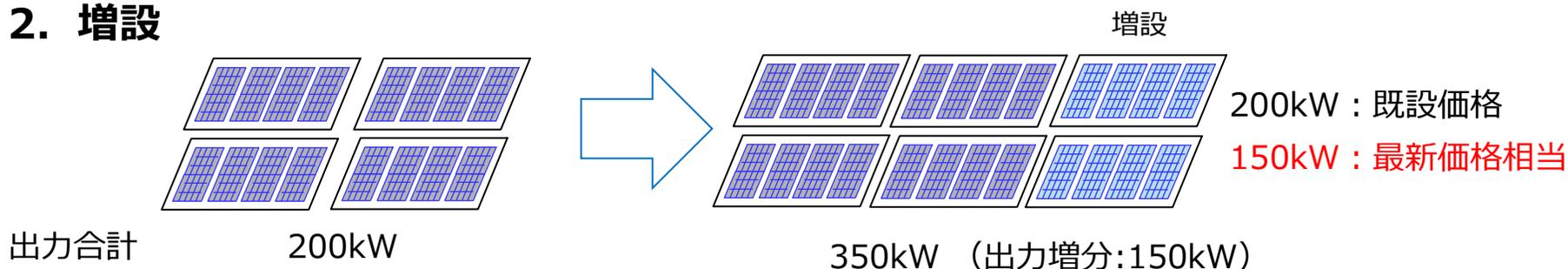
第56回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2023年11月) 資料1を抜粋

- 改正再エネ特措法 (2024年4月施行) では、**太陽光パネルの更新・増設**を行った場合に、**追加投資部分 (出力増分) にのみ最新価格相当を適用する (既設設備相当分は従来の価格を維持する)** こととする新たなルールを設定し、**再投資を促進**していく。

1. 更新



2. 増設



FIT/FIPにおける支援価格の在り方

【現行ルール】

- 設備単位で価格を付与
⇒更新・増設をした場合、全ての設備を最新価格に変更

地域共生・
適切廃棄が前提

【新ルール】

- 設備の一部に価格の付与が可能
⇒更新・増設をした場合、既設設備相当分の価格を維持し、追加投資部分 (出力増分) に最新価格相当を適用

施策④：事業売却希望者情報の先行公開

- 長期安定電源化に向けて事業集約を行っていく場合、多極分散型構造に起因して買い手側が直面する課題の一つとして、売り手が分散しているため、事業を売却したいと考えている者を特定して取引交渉を行うことが困難という点が挙げられる（p.8参照）。
- こうした点も踏まえ、前掲のアクション案（p.17参照）では、政府において、事業の現所有者に対して、調達期間/交付期間の終了後の事業継続の計画の概要について、FIT/FIP制度に基づく定期報告により報告を求めた上で、調達期間/交付期間の終了を待たず、事業の売却を希望する者を公表する（公表に同意する者のみ）ことを予定している。
- その際、適格事業者については、長期安定電源の担い手となる責任あるプレーヤーとして、積極的に事業集約を行い、集約した事業を長期安定的に運営していくことが期待される。
- そこで、公正な競争環境の確保に留意しつつ、適格事業者への事業集約を促進する観点から、事業の売却希望者を公表するに当たって、その同意の下で、一般への公表に先立って（例：3ヶ月前）、適格事業者に先行して情報の公表を行うこととしてはどうか。